

圧縮ガスのみを噴射剤として用いるエアゾールに関する自主基準規定

1. 目的

この基準は、高圧ガス保安法の範囲外であり安全規制がかからない圧縮ガスのみを噴射剤として用いるエアゾール製品（以下「当該エアゾール」という。）の技術上の基準を規定し、当該エアゾール(使用中噴射剤が噴出しない構造の容器に充填されたものを含む)の安全確保を図ることを目的とする。

2. エアゾールの定義

「エアゾール」とは、容器に充填された液化ガス(溶剤等と混合したものをいわずガス自身を指す)又は圧縮ガスの圧力により、その容器又は他の容器に封入されているそのガス以外の目的物質(香料、医薬、殺虫剤等)を噴霧状、又は練歯磨状等に排出する機構を有する製品における当該内容物を言う。一般高圧ガス保安規則の基通による定義である。

3. 適用範囲

当該エアゾールは、その容器内の圧力が高圧ガス保安法第2条1項の規定に該当しない、35℃で1.0MPa(ゲージ圧力をいう。以下同じ。)未満の圧縮ガスを使用した当該エアゾールに適用する。

参照；高圧ガス保安法第2条1項

常用の温度において圧力(ゲージ圧力をいう。以下同じ。)が1.0MPa以上となる圧縮ガスであって現にその圧力が1.0MPa以上であるもの又は温度35度において圧力が1.0MPa以上となる圧縮ガス(圧縮アセチレンガスを除く)

4. 当該エアゾールの噴射剤として用いることができる圧縮ガス

窒素、炭酸ガス、アルゴン、ヘリウム、圧縮空気、酸素及び亜酸化窒素等の単体又は混合ガスであること。

5. 製品基準

容器に充填された当該エアゾールは、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 当該エアゾールの製造には、毒性ガス(経済産業大臣が定めるものを除く。)を使用しないこと。

参照：経済産業大臣が定める毒性ガス等(亜酸化窒素を噴射剤として充填することができる加工食品)製造細目告示 第10条の3

一般高圧ガス保安規則第6条2項第7号イ及びコンビナート等保安規則第5条第2項第4号イの経済産業大臣が定めるものは、ホイップクリーム類(乳脂肪酸を主成分とする食品又は

乳脂肪代替食品を主要原料として泡立てたものをいう。)の噴射剤として当該ホイップクリーム類と同一容器内に充填する亜酸化窒素(食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)による成分規格に適合するものに限る。)とする。

- (2) 容器内容積は、30ml以上、1,000ml以下であること。
- (3) 温度35℃において容器内の圧力が1.0MPa未満であり、かつ、内溶液の体積が容器内容積の90%以下のものであること。
- (4) 材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器(内容物による腐食を防止するための措置を講じたものに限る。)又は内容積220ml以下の容器(ガラス製の容器にあつては、合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したのものに限る。)に充填されたものであること。
- (5) 温度50度における容器内の圧力の1.5倍の圧力で変形せず、かつ、温度50度における容器内圧力の1.8倍の圧力で破裂しないものであること。
ただし、圧力1.3MPaで変形せず、かつ、圧力1.5MPaで破裂しない容器に充填されたものにあつては、この限りではない。
- (6) 容器に充填された当該エアゾールを温度48℃にしたとき、ガスが漏れないものであること。
ただし、製品内容物が温度に敏感で性能が劣化する場合及びプラスチック容器等の温水漏洩検査については、代替検査方法で温度条件等について変更することができる。
漏洩検査の代替検査方法を行う場合は、事業者独自の基準を定め、総合品質保証システムを有していなければならない。
- (7) バルブが突出した容器には、バルブを保護する措置を講じてあるものであること。
- (8) ガスの名称、製造した者の名称又は記号、製造番号および次号に定める事項を容器(内容積が30mlを越えるものに限る)の外面に明示したものであること。
- (9) 次の表の左欄に掲げる当該エアゾールの種類に応じて、同表の右欄に掲げる表示すべき事項を表示すること。

甲欄に表示すべき事項	乙欄に表示すべき事項
○文字の大きさ 日本工業規格Z8305に規定する12ポイント以上 (ひらがなの部分にあつては6ポイント以上)	○文字の大きさ 日本工業規格Z8305に規定する6ポイント以上
○火炎が認められないものは当該枠内に白地を設ける 黒色の文字で用いて、鮮明に表示	○当該枠内に白地を設ける ○黒色の文字で用いて、鮮明に表示
○火炎が認められるものは当該枠内に赤地を設ける 白色の文字で用いて、鮮明に表示	○使用する圧縮ガスの種類は、黒色の文字で表示

当該エアゾール容器の構造	当該エアゾールの種類	表示すべき事項	
		甲欄	乙欄
使用中噴射剤が噴出する構造のもの・ 使用中噴射剤が噴出しない構造のもの	火炎長試験による火炎が認められるもの	火気と高温に注意	加圧されている製品のため、下記の注意を守ること。 1、炎や火気の近くで使用しないこと。 2、火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 3、温度が40度以上となる所に置かないこと。 4、火の中に入れていないこと。 5、使い切って捨てること。 ○○使用
	火炎長試験による火炎が認められないもの	高温に注意	加圧されている製品のため、下記の注意を守ること。 1、温度が40度以上となる所に置かないこと。 2、火の中に入れていないこと。 3、使い切って捨てること。 ○○使用

(注)：○○には、窒素、圧縮空気等使用しているガス名を表記すること。

ただし、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年第139号）に基づくエアゾールの表示に従う場合はこの限りではない。

(備考)

火炎長試験は、エアゾール（以下「試料」という。）の温度を24℃以上26℃以下にし、次に定める試験装置及び試験方法により行うこととする。

イ．試験装置

食塩による火炎着色装置を付けたバーナー（都市ガス又は液化石油ガスを燃料とするものに限る。）及び試料（容器の噴射口の高さはバーナーの高さと同じにする。）を15cmの間隔に配置する。

ロ．試験方法

バーナーの火炎の長さを4.5cm以上5.5cm以下に調節し、噴射された試料の下部がバーナーの火炎の上部三分之一を通過するように行い、火炎が認められるか否かを確認する。

6. 付 則

- (1) 当該エアゾールの製造にあたっては、この基準のほかに、消防法、薬事法その他の関係法規を遵守すること。
- (2) この基準の改廃は、理事会の承認を得て、且つ、経済産業省原子力安全・保安院保安課に報告をしたうえで行うものとする。
- (3) この基準は、平成24年1月18日理事会の承認以降に製造するものについて適用する。

7. 参 考

製造の許可について

当該エアゾールの製造で、充填圧力が常用で1.0MPa以上の圧縮ガスをガス充填機で充填するものは、「高圧ガスを使用した製造」を行うことになる。

製造設備に係る技術上の基準、製造の方法が経済産業省令で定める高圧ガス保安法の技術上の基準、細目告示の基準が適用され、高圧ガス保安法の対象となる。

一般高圧ガス保安規則第6条関連、第60条関連及びコンビナート等保安規則第5条関連、高圧ガス保安法施行令関係告示第4条関連、第10条関連、第11条関連の規定に適合しなければならない。

以 上